

# 新潟県手話通訳者派遣事業実施要綱

## 第1 目的

この事業は、手話通訳者を派遣することにより、聴覚、言語機能、音声機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

事業の実施主体は、新潟県とし、事業の運営は、予算の範囲内で障害福祉団体等に委託して行うものとする。

## 第3 手話通訳者の対象者及び登録

### (1) 対象者

聴覚障害者等の福祉について、理解と熱意を有する20歳以上の者で次のいずれかに該当する者

ア 社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者全国統一試験に合格した者

イ 他の都道府県の登録手話通訳者であった者

ウ 手話通訳士

### (2) 登録

手話通訳者としての登録を希望する者は、「新潟県手話通訳者登録申請書」（別紙様式1）を県に提出するものとする。

県は、内容を審査し、登録することが適当と認められる者について、必要に応じて「新潟県手話通訳者登録名簿」（別紙様式2。以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、「新潟県手話通訳者登録通知書」（別紙様式3）により通知し、並びに「新潟県手話通訳者登録証」（別紙様式4。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

## 第4 登録証の取扱い

(1) 登録証の有効期間は、3か年とする。ただし、年度の途中での新たな登録は、登録日以降の次の更新時までとする。

(2) 県は、登録証の有効期間が満了する年度末において、登録更新の意思を確認した登録名簿に登録されている者（以下「登録者」という。）について、新たに登録名簿に登録することとし、併せて翌年度から3か年の登録証を交付する。

(3) 登録者は、本事業による業務を行うときは、常に登録証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(4) 登録者は、登録証を紛失等したときは、速やかに「新潟県手話通訳者登録証紛失等届出書兼再交付申請書」（別紙様式5）を県に提出しなければならない。

(5) 登録者は、登録内容に変更があったときは、「新潟県手話通訳者登録内容変更届出書」（別紙様式6）を県に提出しなければならない。

(6) 登録者は、登録の辞退を希望するときは、「新潟県手話通訳者登録辞退届出書」（別紙様式7）を県に提出しなければならない。

## 第5 派遣対象事業

(1) 聴覚障害者等の社会活動への参加と自立を促進するため、県が主催、共催、後援する大会、研修会等の事業で、県が派遣することが適当と判断した場合

(2) 複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等の事業で、県が派遣することが適当と判断した場合

(3) 上記以外で、市町村での派遣が困難な事業で、県が派遣することが適当と判断した

## 場合

- (4) ただし、上記に定める派遣対象事業に当たらない事業についても、障害福祉団体等が認める場合は、手話通訳者を派遣することができる。

## 第6 派遣の申請方法

手話通訳者の派遣を希望する者は、「新潟県手話通訳者派遣申請書」(別紙様式8)を派遣を要する日の15日前までに、障害福祉団体等に提出するものとする。

ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではない。

障害福祉団体等は、派遣申請を受けた場合は、その必要性を審査し、適当と認めるときは、登録者のうちから派遣するものとする。

## 第7 派遣の報告

登録者は、障害福祉団体等からの依頼により手話通訳を実施した場合は、速やかに「新潟県手話通訳者派遣事業実績報告書」(別紙様式9)を障害福祉団体等に提出するものとする。

## 第8 派遣に要する費用

- (1) 障害福祉団体等は、登録者を派遣する場合、登録者に対し、職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号)の規定を準用して得た旅費及び別表に定める報償費を支給するものとする。
- (2) 障害福祉団体等は、第5(4)に該当するときは、登録者に支払うべき旅費及び報償費に相当する額を申請者に請求するものとする。

## 第9 登録者の責務

登録者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た情報を申請者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。登録を辞した後も、また同様とする。
- (2) 手話通訳の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

## 第10 相談業務等

障害福祉団体等は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 聴覚障害者等の更生援護についての相談等があった場合における関係機関に伝達するための仲介業務
- (2) 聴覚障害者等の援護に関する相談、指導等を行う機関から要請があった場合における仲介業務

## 第11 県庁舎内での勤務

障害福祉団体等は、原則週1回午前10時から午後3時まで、手話通訳者1名を新潟県庁障害福祉課内で勤務させ、来庁した聴覚障害者等に対する手話通訳業務及び第10に定める相談業務を行うこととする。

勤務日については、新潟県と障害福祉団体等との協議により定める。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成16年5月6日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

派遣時間	報償費
2時間以内	4,000円
2時間を超え3時間以内	5,000円
3時間を超え4時間以内	6,000円
4時間を超え5時間以内	7,000円
5時間を超え6時間以内	8,000円
6時間を超え7時間以内	9,000円
7時間を超える場合	1時間を超えるごとに1,000円を加算する。ただし、上限を12,000円とする。